

滝川市では平成15年に環境都市宣言を行い、翌年には環境基本条例を制定するなど、これらの基本理念をベースに環境にやさしいまちづくりを進めています。循環型社会形成に向けた取組もそのための大きなテーマであり、これまでに次のような取組を行っています。

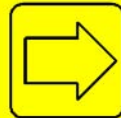
◇平成15年からごみ処理のシステムを大きく変えました。

○ごみ処理手数料の徴収方法の変更（定額制から従量制へ）

定額制

1世帯あたり年間〇〇円
（世帯構成員数によって増減）

→ごみの排出量に関わらず負担は一定



従量制

市は指定袋に入れられたごみのみ収集



排出者は指定袋をお店から購入した上で排出
（購入代金にごみ処理手数料が含まれています）

→ごみの排出量によって、個々の手数料負担が変わってくるので、ごみ減量化した家庭はそれだけ負担が減ります。

【参考】滝川市指定ごみ袋の種類
（生ごみ）

3リットル	20円
6リットル	40円
12リットル	80円
（燃やせるごみ）	
20リットル	40円
40リットル	80円
（燃やせないごみ）	
10リットル	20円
20リットル	40円
40リットル	80円
（資源ごみ）	
びん（20リットル）	10円
缶（40リットル）	10円
ペット（50リットル）	10円
ボトル	

○分別種類とリサイクル処理の拡充

従前の分別及び処理方法

- 燃えるごみ（焼却減容→埋立）
- 燃えないごみ（埋立）
- 粗大ごみ（荒破碎して一部金属など回収、
その他は埋立）



平成15年4月以降の分別及び処理方法

- 燃やせるごみ（ガス化溶融→スラグ化して埋立。同時に発電も行う）
 - 燃やせないごみ（破碎して金属回収→残さは可燃及び埋立）
 - 粗大ごみ（破碎して金属回収→残さは可燃及び埋立）
 - 資源ごみ【びん・缶・ペットボトル】（それぞれ容リ法ルート等へ引渡）
 - 生ごみ（バイオガス化して発電・熱回収利用。発酵残さは肥料利用）
- 資料P3参照

→この結果、一般廃棄物の排出量は約4割削減され、埋立処分量も約3割程度に減少しました。また、マテリアルの回収だけでなく、廃棄物からのエネルギー回収も大幅に進み、循環型社会の形成に向けた環境負荷の軽減や資源の有効利用に努めています。